

国土交通省独立行政法人評価委員会令 (抄)

(平成12年6月7日政令第324号)

内閣は、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第12条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

(組織)

第1条 国土交通省の独立行政法人評価委員会 (以下「委員会」という。) は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第2条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第5条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第12条第2項の規定により委員会の権限に属させられた事項の

うち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名 称	独立行政法人
土木研究所分科会	独立行政法人土木研究所
建築研究所分科会	独立行政法人建築研究所
交通関係研究所分科会	独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人 上技術安全研究所及び独立行政法人電子航法研究所
港湾空港技術研究所分科会	独立行政法人港湾空港技術研究所
北海道開発土木研究所分科会	独立行政法人北海道開発土木研究所
教育機関分科会	独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所 独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学校
自動車検査分科会	自動車検査独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援 機構分科会	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構分科会	独立行政法人国際観光振興機構
水資源機構分科会	独立行政法人水資源機構
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構
空港周辺整備機構分科会	独立行政法人空港周辺整備機構
海上災害防止センター分科会	独立行政法人海上災害防止センター

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

- 第7条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(雑則)

- 第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。